

日本共産党県議団の金田もとるです。

質問に先立ち、今般の台風19号とその後の大雨被害にあわれた皆さまにお悔やみとお見舞い申し上げます。

**大綱一点目**、台風19号及び10月25日低気圧にかかる被害状況への対応と被災者支援対策についてうかがいます。

県内にも大きな被害をもたらした台風19号とその後の低気圧の襲来から1ヶ月半が経過しました。この間、共産党県議団として大崎市鹿島台地域や丸森町の現地調査もおこなってきました。河川の決壊や内水氾濫、土砂災害などによる大量の泥や被害家屋などがれきの撤去はいまだ喫緊の課題です。東日本大震災の被災地では、復旧・復興途上での相次ぐ被害に、被災者は心身ともに疲れ果てており、今後の住まいと生業の再建に見通しを持って取り組めるようにすることが大きな政治の課題となっています。

国は11月7日に「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」をまとめました。県としても被災市町村と一体となって「求められている支援はすべてやる」という立場で責任を果たすことが大切です。

被災者生活再建支援のあり方に関わって、知事は11月5日、11日の定例記者会見の中で、「(県としては) 独自支援しない」「これ以上の対応する必要はないのではないかと考えています」「宮城県の考え方としてこういうことはやらないと決めている」と繰り返されています。また、「宮城県はその分の財源をその他に回す」と発言されていました。しかし、国の公的支援から漏れた世帯に県として必要な支援策を講じるべきです。国としての不十分さを県として補うという姿勢を示し、その上で知事会の国への要望実現に力を尽くしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか？

今般の台風19号による住宅被害については、岩手県と福島県では国の被災者生活再建支援制度で対象外となっている半壊世帯、床上1メートル未満の浸水世帯に対しての県独自支援の実施・検討に入っています。知事は「岩手県の場合は対象者がかなり数が限られています。宮城県の場合は数が非常に多いこともありまして、東日本大震災のときも同じような対応をしましたので、今回も同様の対応をすることにしました」と述べられています。

今般の県内被害について、「想定外の降雨量」「想定外の箇所での決壊」と言った表現があります。「これまでの想定を超えた災害」に対しては、「これまでの枠組みを超えた支援」が必要になっています。内閣府のまとめでは18年4月時点で少なくとも33の道府県が独自の住宅支援制度を実施していることも明らかになっています。国がすぐに対応し

ない場合であっても、県としての独自支援策を打ち出すことは、生活再建、生業の再建に踏み出す被災者に対しての大きな励ましになると考えますが、いかがでしょうか？

まず、被災者への情報提供と被害実態を把握すること、そして支援メニューの実施を一刻も早く徹底することを求めます。

「対策パッケージ」をはじめとした支援情報が被災者に迅速かつ確実に提供されることを重視するとともに、被災者の相談にたいねいに応じる体制を確立することが求められています。

「誰一人取り残さない復興」のためには、あらゆる分野で被災者や被災企業の現状把握と支援の明確化、個々の実情を踏まえた支援の構築が必要です。

東日本大震災の被災者に対しては、石巻市での在宅被災者調査の取り組みが教訓的でした。今回、11月15日の時点で丸森町や角田市、石巻市、大崎市など4市4町では「在宅被災者健康調査」が行われ4,285世帯を訪問。健康調査により把握した要支援者については、市町村や各保健所が関係機関と連携し個別に対応されている様です。このような取り組みをベースに市町村が「被災者台帳」を作成・整備し、必要な支援が何なのか、生活再建という立場から分野を超えたプランを提供していく、災害ケースマネジメントの抜本的強化が求められています。本年9月定例議会での我が党の代表質問への答弁では「課題に対応した実効性の高い被災者支援のあり方について、市町村や関係機関の意見も伺いながら研究してまいりたいと考えております」とされていました。その後の県の検討状況はいかがでしょうか？

災害ケースマネジメントを担う職員をはじめ、基礎自治体では深刻な職員不足が指摘されており、被災自治体任せにせず、県はもとより専門家や国、他自治体からの応援職員の派遣に万全を期すべきです。お考えを伺います。

被災者の生活環境の改善をはかることに関わって、**避難所から仮設住宅へ移りたいが、暖房器具もなくでは移ろうにも移れないとの声が上がっています。長野県では、市町村が行う災害救助法による日用品などの生活必需品支給の取り組みを補完する措置として、必要な家電製品を支給する支援を行っています。宮城県も支援を行うべきです。いかがでしょうか？**

来年1月末までとしている被災者の医療費一部負担の免除等については、インフルエンザの流行等で被災者が体調を崩しやすい時期に入ることも考慮し、被災者の実態に応じた期限の延長を強力に国に働きかけるべきです。いかがでしょうか？

住宅再建への公的支援を強化することについて、被害の深刻な市町村ほど住宅の被害調査が遅れ、1次調査の基準による機械的判定への批判も強まっています。被災住宅の被害認定は、浸水の深さだけで画一的におこなうのではなく、住宅としての機能に対する被害の程度を正確に反映することが肝要です。丸森町においては「河川の氾濫などで浸水した場合の基準」での判定だけでなく、「土砂崩れなどで、住家および周辺に一様に土砂などが堆積した場合の基準」の適用の検討も必要です。人員支援を強化して罹災証明書発行後

の再調査にも積極的に応じる必要があります。いかがですか？

国が「一部損壊（準半壊）」について、災害救助法の「応急修理」の対象を拡大するとしたことは、被災者の声に一定こたえたものと評価されますが、柔軟で弾力的な運用を周知するとともに、住宅再建支援制度そのものの改善については、全国知事会も要望されているように支援対象の拡大、支援限度額の抜本的引き上げをおこなわれるよう、知事もより積極的な役割を果たされるべきです。いかがでしょうか？

農林漁業被害への対策を強め、中小企業の再建を支援することが求められています。深刻な被害のもとで、被災した農業者の中には、再建を断念する人も出てきています。「対策パッケージ」では、被災後も営農をやめることなく再開しようとする者（中心経営体など農地の永続的な利用を担う者）として市町村が認められた者に対して、農業用機械の再取得などに対する国の補助率が5／10まで引き上げられました。のこり5／10について県と市町村の負担がどこまで引き上げられるのか、東日本大震災時なみの支援をと願う農業者の方々からは、県のより積極的な支援を求める声が大きくなっています。丸森町では、75軒から委託を受け50町歩の水田で稲作をしている方から、トラクターやコンバイン、乾燥機、農業用車両などの被害だけでも1億円を超える、県からの支援を本当にお願いたいとも訴えられました。東日本大震災を上回る支援を県としておこなうべきです。いかがでしょうか？

また、保管中の米が水没した農家や大規模な浸水被害を受けた農家に対してそれぞれ10アールあたり7万円（被災農家営農再開緊急対策事業）、1万円（持続的生産強化対策事業）の支援の枠組みが作られましたが、あわせての利用は認められず、被害の半額程度の支援にとどまります。県としての上乗せ支援の実施を強く求めます。いかがでしょうか？

さらに、東日本大震災からの復旧途上の被災事業者に対する支援は柔軟におこなうことが求められます。国は、今回の災害による負担が震災復興に向けた負担とも重なり、被災事業者が事業の再開を断念するようなことがあっては、地域経済に多大なる悪影響を与えるとともに、震災復興にも水を差しかねないと判断し、宮城県及び福島県において、震災復興の途上にありながら、特に甚大な被害を受けた事業者が実質的に負担のない形で生業再建に取り組めるよう、グループ補助金及び小規模事業者持続化補助金において特別な支援制度の枠組みを措置するとしてしましたが、グループ構成について2社から認めるということですが、間違いありません。お答え下さい。

さらに県としても、被災した中小業者が廃業に追い込まれないよう、店舗・工場・設備や備品・車両などの復旧・修繕・買い換えなどに利用できる、国の「自治体連携型補助金」を活用した県独自の上限1千万円の支援制度を創設し、再建支援を行うべきと考えますが、いかがでしょうか？

**大綱二点目**、宮城県の防災対策、河川行政についてうかがいます。

台風 19 号による県内での決壊河川は県管理河川で 18 河川 36 カ所に上ります（県土木部、11 月 25 日）。

国、県、市町村それぞれが管理する河川で被害が多発している現状を踏まえて、河川管理に関係する行政機関の連携が求められます。

共産党県議団としてうかがった範囲でも、大崎市鹿島台地域での吉田川の越水は国管理箇所左岸の堤防の高さが一段低くなっている箇所が発生していました。是正を国に求めるべきと考えます。いかがでしょうか？

また、今回の台風・大雨被害を受けて、現在地での住宅再建を断念し、別な土地への移転を検討されている方々の移転先確保に際しては、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の取り扱いについて特段の配慮が必要です。県としての認識・対応を伺います。お答え下さい。

丸森町では、大内地区の雉子尾川「無堤防」箇所からの越水によって金山地区 400 世帯中 200 世帯が床上浸水となりました。「阿武隈川圏域河川整備計画（2012 年 3 月）」では当該エリアについて「現在、事業は休止中である。近年、改修の未着手区間において洪水被害が頻発しており、抜本的な改修が必要となっている」と記述、同じく、内川及びその支川である五福谷川についても「整備が未着手の区間は、現堤防の高さ不足箇所、無堤部の浸水により、家屋への浸水を繰り返している状況にある」と記述されています。今般の越水被害についての県の責任は明らかです。また、今回の被害を受けて、降雨量の増加に伴う河川整備計画の見直しと速やかな工事着手を求めます。いかがですか？

五福谷川流域の向原地区については、地域住民が住宅再建を検討する上でも五福谷川の河川設計・整備計画を早急に提示する必要があると考えますが、いかがでしょうか？

河川の維持・管理で重要なことは、川の中の土砂や樹林の除去です。堤防の強化と組み合わせなければなりません。雉子尾川をはじめ度々指摘されている各河川での支障木の撤去についても迅速な対応を求めます。お答え下さい。

今回の台風 19 号とその後の大雨では、内水被害も大きくなりました。各市町村の排水機場の機能強化も課題として指摘されています。県として改良復旧に係る財政的な支援を行うとともに、排水ポンプ車等を配備する必要があると考えます。当面、少なくとも各地方土木事務所単位に配備することを求めます。いかがでしょうか？

**大綱三点目**、台風 19 号による放射能汚染除去土壌、廃棄物の流出について

2015 年 9 月の関東・東北豪雨では除染現場に一時的に置いていた除去土壌が流出する事案が発生し、再発防止対策が講じられましたが、今回の台風 19 号によっても福島県と栃木県で仮置き場や現場保管となっていた除去土壌・汚染廃棄物が流出しました。11 月 27 日の参議院復興特別委員会では、環境省として、全国の関係自治体に対して現場保管場所

での被害の有無について確認をおこなった旨の報告がなされています。宮城県内各自治体の状況について、お示し下さい。

また、県内での環境省管理の指定廃棄物に該当しない汚染物質・稲わら等の流出についての新聞報道がありました。県として実態把握を行い、農政部にとどまらず、環境生活部とも連携して、住民の安全・安心や風評被害対策を講じながら、汚染稲わら等の安全な管理を行うべきです。いかがでしょうか？

**大綱四点目**、宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）の実施方

針に係る条例改正について

9月に募集されたパブリックコメントに寄せられた県民からの636件の意見について、知事は、「(パブリックコメントは)決して、賛成、反対を問う投票ではありません」としつつ、「反対意見の方が多かった」と認識されています(10/7定例記者会見)。「急ぎすぎ」との声に対しては「数年前から、・・・もうかなり前からマスコミの皆さんを通じ、あるいは県独自の努力によって広く広報してきましたので、決して拙速ではないと」も述べられています(10/7定例記者会見)。

しかしながら、パブリックコメントで示された「情報公開や県民、関係自治体への説明が不十分であり、県民の理解、合意形成が図られていないのではないか。各市町村で説明会をおこなって欲しい」という意見、類似意見は129件です。「実施方針(素案)が難しくわからない、または分かりづらい」という意見、類似意見は69件です。「スケジュールが拙速である」という意見、類似意見は49件です。県民に対しての説明は極めて不十分で、みやぎ型管理運営方式に県民合意が得られているとは言えない状況です。

市町村に対する説明も不十分で、市町村も置き去りにされようとしています。11月18日に示された「実施方針(案)」では、本年12月から来年1月にかけて「実施方針に関する説明会」を開催し、実施方針に関する質問の受付を行うとされています(P.25、表6)。本来、条例改正提案の前に25すべての受水市町村の住民に対しての説明会が必須でした。そうしたことも行わずしての条例改正提案は取り下げべきと考えますが、いかがでしょうか？伺います。

PFI法に基づく手続きとはいえ、重要な事項は2021年の事業者と県の契約で決まることになっています。事業費の削減効果200億円が「期待値」として示されていますが、それを裏付ける経常収支、損益シミュレーションは公表されていません。パブリックコメントでも賛成意見が県のまとめでも10数件と極めて少ない中で、拙速かつ強引に進められることは民主主義と地方自治の問題としても公共サービス基本法の趣旨にも反するものと指摘せざるを得ません。あらためて損益シミュレーションの公表を求めます。いかがでしょうか？

県が運営権者に求める「要求水準」について伺います。運営権者が遵守すべき「水質基

準は、現行体制と同等」を求めるとされています。11/18の会派への議案説明の際には「現行体制と同等」というのは「県基準」のことであり、この「県基準」は上水道だけでなく、下水道にも適用されると説明されました。ここで言われている「現行体制と同等」「県基準」とは各流域下水道の放流水の水質に関しては、各流域下水道の「水質管理運営業務標準仕様書」に定める「管理目標値」であるということによろしいですか？ また、水質等試験の項目や頻度、検査機器を含む各種設備機械の点検項目や点検頻度についても従前と同じということによろしいですか？ あわせて伺います。

上下水道の需要減は予測されるものとして、今後の設備のダウンサイジングと施設の集中、効率的運用が求められます。それを民間の運営権者に20年の期間で委ねてしまえば課題の先送りとなり、抜本解決をより困難にしてしまうことを強く危惧します。県としてダウンサイジングの計画は持ち合わせていますでしょうか？ 伺います。

利益確保を前提とする民間の運営権者は、契約期間の20年間、経費削減のため、県なら本来おこなうべき設備更新をほとんどおこなわず、設備を持ちこたえさせて利益確保をおこなうのではないかと危惧します。20年後にボロボロになった設備を残して撤退との事態も起こりえます。また20年後に水道事業に通じた職員がどれくらい残っているのか心配だという指摘も多く出されています。

県として、真正面からダウンサイジングと水道事業に通じた職員の育成を力に、50年先を見越した大胆な上下水道計画を各自治体とともに立案・実施すべきと考えます。いかがでしょうか？ 伺います。

#### 大綱五点目、女川原発二号機再稼働について

11月27日に原子力規制委員会が新規制基準への適合性審査を終了し、女川原発2号機の安全対策の基本方針が新規制基準を満たすと認める審査書案を了承しましたが、このことをもって、女川原発が安全な原発だとは到底言えません。そのことは、原子力規制委員会の前委員長の田中氏の発言－「安全審査ではなく、あくまでも新規制基準への適合性審査であり、基準との適合性は見ているが、安全だとは申し上げません。」「私どもは、再稼働するかしないかという判断にはコミットしません。」からも明らかです。

先日、来日されたローマ教皇は福島第一原発事故の避難者とも交流し、帰国途中の機内では「原発は完全に安全が保証されるまで利用すべきではない」と述べました。知事はこの間、「再稼働に向けて賛成とも反対とも申し上げることはできない」との発言を繰り返しつつ、地元合意は女川町と石巻市、県の判断で十分と言わんばかりです。2年前の知事選時の世論調査では県民の7割近くが再稼働に反対し、9割が原発の安全性に不安を持つとの結果でした。県民投票条例の制定を求める署名は11万1千人を超える方々から寄せられました。原発事故の避難計画に不安を持つ石巻市の住民の方々からは県と市に再稼働に同意しないように求める仮処分の申し立てがありました。知事はこれらの県民の声をど

う受け止められているのでしょうか？ 一人一人の県民の声をどのようにして聞こうとしているのでしょうか？ このことを伺って壇上からの質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

**7 2 4 8 字**